

東大阪市教育委員会令和元年8月定例会

1 日 時 令和元年8月5日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後3時10分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄
教育センター所長	根 井 加 奈 美
社会教育部次長	安 井 晶

(出席補助説明員)

学校教育推進室参事	中 淵 一 博
-----------	---------

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和元年8月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は秦委員にお願いいたします。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第38号 東大阪市立学校の運動会・体育大会における組体操の実施に係る通知の件」から日程第10「請願第1号から請願第5号教科書採択における傍聴人数に制限を設けない方向への努力を求める請願について」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(諸角教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第38号 東大阪市立学校の運動会・体育大会における組体操の実施に係る取扱いの件」につきましては、これまでの本市立学校の運動会等における事故の状況分析や、安全配慮の観点などから総合的に判断し、組体操については、両足が地面に接地していない児童生徒の上に乗る技は行わないようにする旨、各学校に通知するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第39号 東大阪市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン策定の件」につきましては、市立小中学校における校内での携帯電話の取扱いに関するルールや保護者の責任等について定める「東大阪市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定するものでございます。

続きまして、日程第3「議案第40号 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いの件」につきましては、本年4月18日に小学校6年生、中学校3年生を対象に実施をされた平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について、7月23日にウェブシステムで、8月28日にDVD-ROMで、文部科学省より提供されますが、その公表につきましては、平成26年度より各市町村教育委員会の判断で、個々の学校名を明らかにすることが可能となっておりますことから、本市における公表の取扱いについてご決定を頂くものでございます。なお、参考資料として、昨年度の結果公表の取扱いについての資料を添付しております。

続きまして、日程第4「議案第41号 東大阪市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、令和元年度末で廃園となる幼稚園及び令和2年度から認定こども園に移行する幼稚園に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、日程第5「議案第42号 幼稚園型認定こども園に係る東大阪市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により一部の用語が改められたこと及び令和2年度から岩田幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

日程第6「議案第43号 東大阪市外国語指導講師活用業務業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市外国語指導講師活用業務業者選定委員会委員について、委員10名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱任命期間については、

令和元年8月5日から事業者選定終了日まででございます。

続きまして、日程第7「議案第44号 東大阪市社会教育委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市社会教育委員の任期が令和元年8月31日に満了することに伴い、新たに委員の委嘱及び任命を行うものでございます。

なお、今回の委嘱及び任命していただく任期から、「社会教育委員の会議」の体制の見直しをしております。本市の生涯学習関連施策については、社会教育行政が中核となり学校教育や首長部局と連携し、「社会教育委員の会議」及び「生涯学習市民推進会議」からの助言をいただきながら各種事業を進めてまいりました。この度、「社会教育委員の会議」と構成員の約半数が重なる「生涯学習市民推進会議」を教育委員会の附属機関である「社会教育委員の会議」に統合し、体制の充実を図ることといたしました。これにより、社会教育行政の意思形成により多くの民意を反映させ、推進体制の強化につなげていけるものと考えております。なお、この統合に伴う条例の改正及び教育委員会規則の改正はございません。

続きまして、日程第8「議案第45号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関し、「東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者に関する規則」第5条に基づき、学識経験を有する者として外部有識者を3名委嘱するものでございます。なお、委嘱期間につきましては、令和元年9月11日から令和2年9月10日まででございます。

続きまして、日程第9「議案第46号 東大阪市いじめ問題専門委員会調査員委嘱の件」につきましては、東大阪市いじめの防止等に関する条例第17条第5項及び東大阪市いじめ問題専門委員会規則第3条第1項に基づき、東大阪市いじめ問題専門委員会調査員1名を委嘱するものでございます。委嘱期間は令和元年8月5日から当該調査員に係る調査が終了するまでとなっております。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定を賜われますようお願いいたします。

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第38号」から日程第9「議案第46号」までの案件につきましては、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(村上委員)

携帯電話の取扱いに関するガイドラインですが、学校での保管方法は具体的にどのようになるのですか。

(森田学校教育部参事)

管理職や担任が一括して保管する方法や、各自で管理するなど、状況に応じ学校で判断してもらいます。

(村上委員)

ということは一律に同じではないということですね。

(森田学校教育部参事)

学校によっては相当数の児童生徒が持ち込むところや、極少ない人数のところもござい
ますので、一律にするよりも学校の状況に応じ適正な管理をしてもらいます。

(村上委員)

インターネットのトラブルについての相談先を知っていますかという項目が記載されて
いますが、当然これらの機関に丸投げというわけではなく、学校としても対応していくと
いうことでよろしいですね。

(森田学校教育部参事)

もちろんそれらの機関に任せるということではなく、学校が事象を掴んだときは学校が
責任をもって対応いたしますし、色々な相談先があるということを保護者に周知する意味
でも記載をしています。

(堤教育長職務代理者)

組体操の通知の件ですが、この場で議決をして、教育委員会名で各学校に通知するとい
うことですよね。今回より前に世間で組体操についての関心が高まったときも東大阪市で
はあまり議論をしてきませんでした。この間、東大阪市の組体操の状況を教えていただき
中で、東大阪市の学校の先生は組体操の指導力が高く、少ない事故率組体操を行ってきた
ため、子ども、保護者及び地域にも非常に高い教育的評価をしていただいていたので、こ
れまで続けてこられたということがわかりました。しかし、Twitter での投稿を始めとし、
子ども、保護者などから賛否両論があったことも事実です。今回、教育委員会、学校、保
護者、地域を含めて組体操の教育的効果について議論がなかったことが残念です。きちん
と議論がされ、プロセスを経た方針であることが大事だと思います。9月14日から秋の
運動会が始まります。秋の運動会まで時間はありませんが、高さ制限だけでなく、集団行
動などの代替案を考え、子どもの運動能力や体力にあわせたプログラムを次年度に向けて
も含めて検討していただきたいと思います。

(森田学校教育部参事)

今年度実施分について、どのような演技をしたのか、どのような安全対策をしていかな
どの情報の収集及びその情報を検証して、来年度に向けては引き続き議論を続けてまいり
ます。

(堤教育長職務代理者)

秋の運動会に向けての状況は把握しているのでしょうか。

(森田学校教育部参事)

運動会の内容については、組体操の内容も含め毎年調査しております。

(土屋教育長)

堤職務代理者から、今後も組体操について積極的に検討していくべきだという主旨のご意見がありましたが、そのことについては私もそう思います。この通知を出すことで、学校現場の取組みがどのように変わっていくのか、また、学校現場からどのような意見がでるのかを踏まえて、次年度以降に向けて検討してまいりたいと考えています。

(堤教育長職務代理者)

全国学力・学習状況調査の分析はどのような方針で行うのですか。

(中渊学校教育推進室参事)

全国学力・学習状況調査の分析につきましては、それぞれの学校及び市全体の状況を踏まえ、学力に課題があるのはどこなのか、どのように改善を図るのかの分析を進めてまいります。

(堤教育長職務代理者)

調査ですから、正答率が数値として出てきているわけです。その分析の方法は、データ化するにあたり色々な方法があると思います。分布と平均が出ていますが、東大阪市は児童生徒数が多いので、取組みの結果が見えにくいのではないかと思います。それぞれ1年間、色々な取組みをされていると思います。成果がでた取組みを共有化していただき、東大阪市全体の学力向上に繋がるアシストをしていただきたいと思います。分析結果についてはいつ頃示していただけますか。

(中渊学校教育推進室参事)

分析の方法は様々あると思います。平均正答率、平均正答数などの数字分析はもちろんですが、問題の解答の状況をみてどのような分野が苦手であったのか、学力の状況がどう推移しているかなどが中心になると思います。堤委員のおっしゃるように、市が大きくて数値としての検討がみえにくいというのがありますが、各学校においてもそれぞれ分析を進めているところですので、学力担当の連絡会などで好事例の取組みの共有化をすすめていきたいと思います。

(土屋教育長)

分析結果については、詳細がまとまったら委員会で示していきたいと思います。

(秦委員)

学力学習状況調査の結果ででた強いところ、弱いところがあると思います。弱い部分について、ウェブで公開する際に、ウィークポイントや解説などをあわせて公表することは可能なのでしょうか。

(中渊学校教育推進室参事)

単に結果を示すだけでなく、このような課題に対し、このように取り組んでほしいということをなるべく具体的に示していきたいと思います。

(堤教育長職務代理者)

東大阪市が実施している標準学力調査で、秦委員がおっしゃるような活用はしていらっしゃいますでしょうか。

(中渊学校教育推進室参事)

小学校3年生から中学校3年生までの経年調査を実施しています。今年度で4年目となり、児童生徒個人や学校単位での成績の推移が経年で把握できますので、振り返りをしながらの指導に活用しています。

(堤教育長職務代理者)

小中一貫教育の中で非常に活用が望まれると思います。経年調査の活用で良い例があれば教えていただきたいと思います。

(中渊学校教育推進室参事)

小中一貫教育を推進する中で非常に重要な資料であると考えておりますので、その活用についてはこれからもしっかりと考えてまいります。

(山中委員)

P D C Aについて、目標というのは明確になっているのでしょうか。目標が明確になって、PがあつてDやCがあると思うのですが。

(中渊学校教育推進室参事)

東大阪市の児童生徒の学力の状況を分析する中で、思考力・判断力・表現力という自分の考えを説明するという力に課題があるとわかっています。それらの学力をつけるということを目指しています。

(山中委員)

具体的に数値的な目標が設定されているのですか。思考力などは数値化というよりも定性的なものだと思うのですが、より具体的な目印になっているかという趣旨の質問なのですが。

(中渊学校教育推進室参事)

学力調査の結果は、学習指導要領の領域別や観点別、短答式や記述式などの形式別で数値の結果がでてきます。その数値の向上を目指しています。

(土屋教育長)

具体的に毎年度数値目標のような設定はあるのかというご質問だと思うのですが、そのあたりはどうですか。

(中渚学校教育推進室参事)

事務局の学力向上担当と学校で協議したうえで、市の事務局の中で持っている数値はありますが、公表はしておりません。

(山中委員)

公表する、しないは別に構わないのですが、これから1年間かけてP D C Aサイクルで回していくことになりますので、対策としてこれをやるという中で具体的な目標とかはありますか。

(土屋教育長)

先ほど堤委員がおっしゃった標準学力調査の経年調査の分析と、山中委員がおっしゃっているご質問に関連して、何かありませんか。

(森田学校教育部参事)

標準学力調査は4年目になり、経年結果は取れてきています。当然その定量的な変化を追いながら、事務局として目標設定していかなければならないと思います。また、これは意識調査でありますけれども、文部科学省が第3期教育振興基本計画の中で「自分によいところがある」「将来、社会の役に立つ人間になりたい」というのも指標としてあげておりますので、何故学ぶのかという意欲には着目していきたいと考えております。

(土屋教育長)

児童生徒数が多いので、どれだけ詳細な検証ができるかわかりませんが、各学校各学年の経年が見られるようになっておりますので、それぞれの学校でこの学年でつけなければならない力は何なのか、そのために数値設定が必要なのかというところはありますが、そのあたり明確な目標を定めてやる必要性は感じております。

(堤教育長職務代理者)

学力学習状況調査の結果が返ってきて、これからということになるとP D C Aが半年以上、遅れてしまいます。10月だとして、それを4月になると半年しかありません。例えば、教育フォーラムでも主語と述語が理解できていない子どもたちが目立つという報告があったと思うのですが、そういうことを具体的に教えていただければ、分かりやすいのです。主語と述語のような文章の基本、言葉の問題ということになると、算数においても問題として求められていることが読み解けていないという問題にもなります。こういうところを様々焦点化していかなければならないと思いますが、具体的な手立て、施策といったものが必要であるならば、予算化をしなければならぬと思う訳です。今までと同じでは、また同じ結果になってしまいます。指導法を変えるといったことではなくて、検討し

ながら、より良いものにしていく必要があると思います。そのために学校では、このようなものが必要であるとか、例えば、せっかく電子黒板がある訳ですから、そのコンテンツがほしいであるとか、そういう学校の取り組みを私たち教育委員会はサポートしたりアシストしたり、学校教育推進室ではリードしていただいたりということが必要であると思います。ですから、早くに検討をして、来年度に向けての方針をはっきりと打ち出して、学校現場とともに進めないと、また同じ結果になってしまいます。

続けて、議案第45号については、いわゆるALTの事業者を検討して、お決めになるということによろしいのでしょうか？

(中洲学校教育推進室参事)

ALTの事業者の選定にかかる委員の委嘱、任命の議案でございます。

(堤教育長職務代理者)

この外国語指導講師は英語教育の一環であると思いますが、来年度の英語教育の方針についての検討はどこで、どのようにされたのですか。その方針に基づいて、委員が決めていかれるのではないかと思います。教育委員会でその検討はございましたか。英語教育への市としての方針を議題にあげていただいていたのでしょうか。その方針がないのに、このようにALTの選定をするのはいかがなものでしょうか。組体操の時と同じで、組体操ありき、ALTの活用ありきということが前提になってしまっているというのはおかしくないですか。

(諸角教育次長)

本市では、以前からALTの活用を先進的に行ってまいりました。その結果といたしまして、子ども達の外国の方々に対する意識というものは、様々な調査の中でも良好な成果が上がっているという認識に立っております。その点につきましては、早くからこのALTの活用を始めたということがひとつ大きな要因であると考えておりますので、今、英語教育の充実が図られている中、英語教育という部分での活用、目的というのは、しっかりと持っていきたいとは思いますが、それと同時にコミュニケーション力を高める、実際に外国の方たちとしっかりとコミュニケーションをとるという意味で、ALTによって、様々な国の方々が学校現場に行くというのは重要であると考えておりますので、この部分においては、成果をもって、今後も継続していきたいと考えております。

(堤教育長職務代理者)

それは、諸角教育次長のこれまでの英語教育をふまえて、おっしゃっていることであると思います。来年度からは英語教育についての大きな変更点があると思います。教科として始める時期が2年早まった訳です。その中で、確かにコミュニケーションという部分も大事ではありますが、教科としての力、4技能にプレゼンテーション能力を足して、5技能だとも言われていますが、それぞれの技能を伸ばしていかなければならない状況にあります。その中でこれまで通り、ALTの活用や英語教育の方針は変わらないということはないと思います。英語教育が変わるのですから、それに対応して、変わっていかなければ、

子ども達の能力を伸ばすことはできないと思います。今、おっしゃっていることも大変良く分かりますが、それで良いのでしょうかというところをきちんと議論しなければならないと申し上げておりますので、是非、その場を何らかのかたちで設定していただきたいと思います。本来はそれがきちんとできた上での教科書選定であるべきだと思っています。

(土屋教育長)

堤委員としては、具体的な市の方向性を議論する場を設定してほしいということによろしいでしょうか。

(堤教育長職務代理人)

どこの市でもやっていることであると思います。

(土屋教育長)

具体的には、来年度から小学校5，6年生の英語の教科化が始まるということについての準備、対応ということ言えば、例えば、電子教科書の準備でありますとか、教育センターでも講師が学校に行って、研修をするといったことは行っており、学習指導要領に基づいた教科化学習をどのように進めていくかということについては一定、市としての取り組みは行っている最中であるという、このような状況です。それに加えて、具体的にということでしょうか。

(堤教育長職務代理人)

教育委員会議では、教育事務の予算とか、その他の議会の議決を経るべき事項の議案については、長に具申すると。その意見については、教育委員会議で必ず議論しなければならない、教育長に委任することはできないとされています。今、おっしゃった電子教科書についても、予算が伴う訳です。そのことについて、教育委員会議を経ずに、そういう方針が決まり、実践されていくことは有り得ないと思います。

(土屋教育長)

予算編成権自体は教育委員会にはございませんので、教育事務を執行するにあたり、これは各年度ごとの作業になりますが、教育委員会として予算の調停のようなものを市長に要求する訳です。その中で、決定事項ではないので、教育委員会に諮るということではございませんが、主な項目については、協議会等を通じまして、ご説明を差し上げていたかとは思いますが、今後も教育委員の皆様にお伝えすると同時に、そのことにつきましては、総合教育会議という新たな制度も設けられており、その場で議論も行えるようになっておりますので、そのあたりも含めて充実するようにしてまいりたいと思います。

(堤教育長職務代理人)

教育委員会の運営に関して、文部科学省から活性化が求められていることが、先日の教育委員研究協議会でもご説明がございました。具申に関する意見ということには間違いありませんが、その中で何の議論もなく、その具申をどのようにするのかということが、私

達委員も分からない状況で、本来あり得ないことです。文部科学省の方にも聞いてきましたので、この場をお借りして東大阪市の教育委員会の運営の活性化につきましても、そのような方向性で進んでいただきますようお願いいたします。

(土屋教育長)

次年度の予算編成作業は秋からになりますが、具体的にどのようにするかは、少し検討の必要があると思いますが、従来の方法に加えてどのような説明ができるかについて調べたいと思います。

それでは、日程第1議案第38号から日程第9議案第46号までの案件につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(意見なし)

(土屋教育長)

それでは、日程第3議案第40号「平成31年度（令和元年度）全国学力学習状況調査の結果公表の取扱いの件」についてお諮りいたします。本件につきましては、本市では、個々の学校名は明らかにした調査結果の公表は行わず、公表の内容および方法につきましては、本市の平均正答率の公開を含む、平成30年度までの公表の内容及び方法に準じた取扱いとすることに決定致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第3「議案第40号 平成31年度 全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いの件」につきまして、そのように取扱わせて頂きます。

次に日程第1「議案第38号」から日程第9「議案第46号」までの案件のうち、日程第3「議案第40号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第38号」から日程第9「議案第46号」までの案件のうち、日程第3「議案第40号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり可決することと決しました。

それでは引き続き、日程第10の請願について審議いたします。「請願第1号」から「請願第5号」までにつきましては、5名の請願者よりそれぞれ請願が出されておりますが、請願内容が同一であるため、一括して審議いたします。それでは、請願の説明をお願い

いたします。

(諸角教育次長)

それでは、説明させていただきます。

日程第10「請願第1号から請願第5号 教科書採択における傍聴人数に制限を設けない方向への努力を求める請願」につきましては、教科書採択における教育委員会議の傍聴について、現在12名を上限とする傍聴人数に制限を設けない方向への努力を求め提出されたものでございます。なお、請願受理日、請願者、請願要旨は、いずれも請願文書表及び受理請願一覧のとおりでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第10「請願第1号から請願第5号」につきまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(村上委員)

現在の上限12名という傍聴規則は、どのような経過で決定されたのでしょうか。

(山本教育政策室長)

本市教育委員会における傍聴人の定員につきましては、東大阪市教育委員会傍聴人規則において規定されております。現在の12名が上限となった経過につきましては、教科書採択時における傍聴希望者の増加に伴いまして、平成27年3月の定例会において、会議会場の広さから鑑み、傍聴人の定員を6人から12人へと改正をしたものでございます。

(山中委員)

請願にあるように採択の透明性や公正性は当然に重要であると思いますが、私は現在の傍聴定員でも会議の公開性は十分に担保できていると考えています。また、教科書採択を行う会議においては、文部科学省からの通知にもあるように「静ひつな審議環境の確保」も重要であると思っています。その観点からすれば、現在の12名というのは会議を行う環境としては妥当であると考えます。

(秦委員)

私も静ひつ性や、静かな環境の中で教科書の採択を行わせていただくことが一番大切なことであると思いますと、現状の人数で適切だと考えています。

(堤教育長職務代理者)

私も同意見です。現状が良いと思いますが、請願にもあるように、中継設備等を使って別会場で公開するような方法も検討していただけないか、と思います。

(山本教育政策室長)

費用や会場の確保の問題等の課題はあるとは思いますが、検討は可能かと思えます。

(土屋教育長)

教育委員会議の傍聴者数そのものにつきましては、実態として申し上げますと、各定例教育委員会では1名ないし2名という状況が大半でございまして、そのような実態から見て直ちに定員を引き上げる必要はないと考えています。ただ、この請願にありますように、教科書採択が議題となる会議では多くの傍聴者があり、抽選で傍聴者を決めていますので、教科書採択が議題となる会議の問題であると思っています。公開性・透明性という点では、傍聴していただいていますし、会議録の公開も行っていますので、一定満たしているものと考えています。ただ、考える必要があるとすれば、教科書採択については、関心を持っている方がおられる中で、これを議題となる会議では定員を超える申し込みがあり、結果として傍聴できない方が発生しているものであると思っています。従いまして、この問題を打開するために、まず、どのような会場を確保すれば良いのか、という問題があるかと思えます。20人にすれば良いのか、100人でも傍聴できない方が出てくれば、それが問題になるのか、という事務手続き的な問題もあるかと思えます。また、教科書採択については、過去に会議が混乱したこともありますので、その対応も含めて一定の方向性のようなものを教育委員会としては打ち合わせていきたいと思えます。今申し上げたような点を十分考えながら対応していかねばならないと思えます。また、堤委員からご提案ありました中継のような方法についても、技術的な問題も含めて不可能ではないと考えていますので、そのような点も含めて検討していく必要があると思えますが、直ちに教育委員会議で結論を出すということではございませんので、本定例会で議論をしている成果については、私としてもこれを採択することにはならないと思っています。

様々な観点から各委員よりご意見を頂きましたが、全体的に集約いたしますと、日程第10「請願第1号から請願第5号」までにつきましては、不採択と決定いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、日程第10「請願第1号から請願第5号」までにつきましては、不採択とさせていただきますが、他に何らかの公開方法がないかにつきましては、今後も検討させていただきます。

(土屋教育長)

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より概要を一括報告)

・感謝状

施設整備課 2件

・後援名義

学校教育推進室 6件

人権教育室 1件

社会教育課 5件

青少年スポーツ室 8件

文化財課 1件

社会教育センター 1件

(土屋教育長)

それでは、次に教育センターより報告をお願いいたします。

(根井教育センター所長)

令和元年度 教育講演会について申し上げます。

「東大阪市教育行政に関する大綱」に記された重点的な取組みの一つである「誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる」という事項を踏まえ、本市立幼稚園等における保育の見学や、保育に関わる講演会を通じて、子育ての楽しさ、喜びを知るとともに、発達段階に応じた子育て支援や就学前教育の意義を理解することを目的に、令和元年10月31日(木)に東大阪市立若江幼稚園にて、第1部 公開保育、第2部 子育て講演会の2部構成で実施します。

(土屋教育長)

この際ですので、ご質問、ご意見等はございませんか。

(各委員)

なし。

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

今回の会議につきましては、小学校教科用図書採択の案件についての臨時会を令和元年8月19日(月)午後2時に開会する予定にしております。

(土屋教育長)

それでは、これもちまして、令和元年8月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	秦 卓 宏